

年 月 日

筑後市長 様

筑後市地方創生移住支援金交付申請書

筑後市地方創生移住支援金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、支援金の交付を申請します。
また、支援金の交付に際し、世帯全員の市税及び国民健康保険税の滞納の有無並びに住民情報につ
いて調査されることに同意します。

1 申請者欄

ふりがな			生年月日	
氏名			年 月 日	
住所	〒		電話 番号	
メール アドレス				

2 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身		世帯		同時に移住した世帯員の人数 （1 の申請者は含まない。）	人
転入年月日	年 月 日			上記のうち 18 歳未満の者の人数		人
移住元区分 ※転入前の 10 年間の うち、「通算 5 年以 上かつ直近で連続 して 1 年以上」を 満たす居住地等の 区分（該当する欄 に○を付けてくだ さい）	① 東京 23 区在住者					
	② 東京 23 区在勤者（東京 23 区へ通勤する①以外の東京圏在住者） ※ 東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県					
	③ ①及び②以外の東京圏在住者					
	④ ①～③を除く三大都市圏（東京圏、名古屋圏及び大阪圏）在住者 ※ 名古屋圏：岐阜県、愛知県及び三重県 大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県					
	⑤ ①～④以外の県外在住者					
支援金の種類	①就業		(一般)		(専門人材)	
			(自営農林漁業)		(人材確保困難職種)	
		就業年月日		年 月 日		
	②テレワーク		(一般)		(体験事業参加者)	
	③関係人口					
	④起業					

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「筑後市地方創生移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する		B 誓約しない	
別紙2「筑後市地方創生移住支援金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A 同意する		B 同意しない	
申請日から5年以上継続して、筑後市に居住する意思について	A 意思がある		B 意思がない	
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A 意思がある		B 意思がない	
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない		B 3親等以内の親族に該当する	
（テレワークの場合のみ記載） 筑後市への移住の意思について	A 自己の意思による		B 所属からの命令である	
（就業の場合のみ記載） 活用したマッチングサイト又はマッチング支援に○を付けてください。	（一般） ①福岡県移住・就業マッチングサイト （人材確保困難職種） ①農林漁業就職応援サイト ②eナースセンター ③福岡県保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」 ④福岡県福祉人材センターによる紹介 （自営農林漁業） ①農業次世代人材投資事業（経営開始型） ②新規就農者育成総合対策（経営開始資金） ③新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業） ④中山間地域活力創出推進事業 ⑤経営体育成総合支援事業			

※各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 移住元の住所（住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上の在住履歴を記載）

期間（年月日～年月日）	住所
	〒
	〒

5 （東京23区の在勤者又は通学者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤・通学履歴

※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤・通学履歴を記載

期間（年月日～年月日）	就業先（通学先）名称	就業先（通学先）所在地

6 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署			
所在地	〒		
勤務地に行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）		

※添付書類

【必要な書類等】

- ☐ ①申請書（別紙１（誓約事項）、別紙２（個人情報取扱）を含む）
- ☐ ②写真付き本人確認書類の写し
- ☐ ③転入前の住民票除票の写し
（２人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は世帯全員分）
- ☐ ④振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し（申請人本人名義）

【場合により必要となる書類】

- ☐ ⑤就業先企業等の就業証明書又は起業支援金の交付決定通知書の写し
＜雇用される者として東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区に通勤していた場合＞
- ☐ ⑥東京 23 区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可

＜個人事業主等で、東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区に通勤していた場合＞

- ☐ ⑦開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
- ☐ ⑧個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）
＜人材確保困難職種の就職支援サイト等で農林漁業職、看護師等、保育士に就業した場合＞
- ☐ ⑨指定の就職支援サイトから申し込みを行ったことが確認できる書類（申し込み完了メール等）

＜人材確保困難職種の就職支援サイト等で介護職に就業した場合＞

- ☐ ⑩福岡県福祉人材センターが発行した紹介状の写し
- ☐ ⑪介護施設等との雇用契約書等（期間の定めのない常勤の介護職員として雇用されたことが確認できる書類）の写し

＜自営で農林漁業に就業した場合＞

- ☐ ⑫就業証明書（人材確保支援策の所管課又は団体が発行）

＜テレワーク（一般）で申請する場合＞

- ☐ ⑬第 3 条第 1 項第 2 号オ（ウ）の住宅を取得したことを証する書類（登記事項証明書や登記完了証等）

＜関係人口で申請する場合＞

- ☐ ⑭要件を満たすことを証する書類

別紙 1

筑後市地方創生移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 筑後市から、筑後市地方創生移住支援金（以下「支援金」という。）に係る状況報告を求められた場合又は居住実態に係る調査が行われた場合は、それに応じます。
- 2 以下の場合、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県要綱」という。）第5-1-(2)、筑後市地方創生移住支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 偽りその他不正の手段によって支援金の交付を受けたことにより交付決定の取消しを受けた場合：支援金の全額
 - (2) 支援金の交付申請日から3年未満に筑後市以外の市町村に転出した場合：支援金の全額
 - (3) 支援金の交付申請日から1年以内に要綱第3条第1項第2号に規定する要件を満たす職を辞した場合：支援金の全額
 - (4) 県要綱の起業支援金に係る交付決定を取りされた場合：支援金の全額
 - (5) 支援金の交付申請日から3年以上5年以内に筑後市以外の市町村に転出した場合：支援金の半額
- 3 筑後市が必要な場合は、要綱第3条第1項第1号ウ(ア)の規定について確認するため、警察等に照会することについて承諾します。

別紙 2

筑後市地方創生移住支援金に係る個人情報の取扱い

- 1 筑後市は、筑後市地方創生移住支援金の交付に際して得た個人情報について適切に管理し、本事業の実施以外の目的には利用しません。
- 2 筑後市は、当該個人情報について、国及び福岡県への実施状況の報告、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施等のため、国、福岡県及び他の都道府県、他の市町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 3 筑後市は、定期的に住民基本台帳による居住確認を行うとともに、転出した場合はその転出先の確認を行う場合があります。